

○公立大学法人公立千歳科学技術大学役員報酬規程

平成31年4月1日

千大規第29号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人公立千歳科学技術大学（以下「法人」という。）の理事長、副理事長、理事、監事（以下「役員」という。）の報酬に関し、必要な事項を定めるものとする。

(役員報酬)

第2条 役員報酬は、常勤の役員については基本報酬、通勤手当、期末手当、寒冷地手当とし、非常勤の役員については非常勤役員報酬とする。ただし、公立大学法人公立千歳科学技術大学職員給与規程（以下「給与規程」という。）の適用を受ける職員を兼務する役員については、役員報酬は支給しない。

(報酬の支給日)

第3条 役員報酬の支給日は、給与規程第6条第2項の規定を準用する。

2 第8条に定める非常勤役員報酬は、その業務に従事した日数に応じてその都度支給する。

(基本報酬)

第4条 常勤の役員の基本報酬月額、次のとおりとする。

- (1) 理事長の基本報酬月額は「一般職の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）」（以下「給与法」という。）の指定職俸給表を準用し、指定職俸給表3号俸以内とする。
- (2) 副理事長及び理事は600,000円以内で理事長が定める額とする。

(通勤手当)

第5条 通勤手当は、給与規程第13条第1項に規定する通勤手当の支給要件に該当する前条に定める役員に対して支給する。

2 通勤手当の額は、給与規程第13条第2項の規定を準用して算出した額とする。

3 前2項に規定するもののほか、通勤の事情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給に関する事項については、給与規程の適用を受ける職員の例による。

(期末手当)

第6条 期末手当は、公立大学法人公立千歳科学技術大学職員期末・勤勉手当支給細則第2条から第9条及び第11条、第12条の規定を準用する。この場合において第3条第1項中「給与規程」とあるのは「役員報酬規程」と、第6条から第9条中「勤勉手当」とあるのは「期末手当」と読み替えるものとする。

2 第4条第1項に定める役員については、基本報酬月額に100分の15を乗じて得た額を加算した額を期末手当基礎額とする。

(寒冷地手当)

第7条 寒冷地手当は、公立大学法人公立千歳科学技術大学職員寒冷地手当支給細則(以下、「支給細則」という。)第2条に規定する寒冷地手当の支給要件に該当する第4条第1項に定める役員に支給する。

2 寒冷地手当の額は、支給細則第5条の規定を準用して算出した額とする。

3 前2項に規定するもののほか、寒冷地手当の支給に関する事項については、給与規程の適用を受ける職員の例による。

(非常勤役員報酬)

第8条 非常勤役員報酬は、次のとおりとする。

(1) 理事 日額25,000円

(2) 監事 日額25,000円

2 非常勤の役員には、通勤に要する費用を公立大学法人公立千歳科学技術大学旅費規程の例に準じて支給する。

(月の途中で就任または退職をした場合の基本報酬)

第9条 月の途中で就任または退職をした場合の役員の基本報酬は給与規程の適用を受ける職員の例による。

(報酬の支払方法)

第10条 役員報酬の支給方法は、給与規程第26条の規定を準用する。

(補則)

第11条 この規程の実施に関する事項については、給与規程の適用を受ける職員の例によるほか理事長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。

2 法人の成立後最初の理事長の基本報酬月額は当分の間、指定職俸給表1号俸とし、基本報酬の月額は基本報酬月額に調整額を加算した額を支給するものとする。